

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 本章における対策の基本的考え方

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守り、震災時における都市機能を維持するためには、都市づくり全体を視野に入れて防災性を高めていくことが必要である。

地震に強い都市づくりの実現に向けて、各種関連計画に基づく安全な市街地の整備、ライフライン施設の安全化、住宅の耐震化促進などの取組を推進していく。

また、都市構造の防災性を高めていくだけでなく、出火そのものの防止と初期消火体制の充実による延焼の防止を推進することが必要である。家庭、地域、事業所それぞれの防火体制を充実するとともに、地域のあらゆる水利を活用できる体制を強化していく。

## 対策の全体像

### 現在の到達状況

- 市はこれまで、耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を促進するとともに、火災の延焼を阻止する上で重要な公園や防災広場等の整備に取り組んできた。
- 警察署、病院等の防災上重要な公共建築物及び緊急輸送道路の沿道建築物については、都とも連携し建築物の耐震化に向けた取組を進めている。
- 東日本大震災で課題となったライフライン施設の安全強化策として、水道・下水道設備の耐震性の向上とともに、非常用電源の配備等の対策を進めている。
- 市は、これまで市内全域の防火水槽の整備を進めており、震災時に活用する消防水利（以下、「震災時消防水利」という。）の充足率は250mメッシュ単位で93.1%（令和3年12月現在）になっている。
- 消防活動を妨げる狭あい道路の拡幅整備（令和4年3月現在の整備率36%）を進めている。
- 初期消火体制の強化として、地域設置消火器を約1,300箇所配置するとともに、消防団活動、地域の自主防災組織の活動体制の強化を推進している。
- 災害用トイレについては188基（令和3年4月現在：市立公園・緑地等分）確保している。

課題	対策の方向性	到達目標
建築物の耐震化、不燃化の一層の取り組みの必要	地震に強い都市づくりの推進	都市計画道路・区画道路の整備及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進し、災害時の避難道路を確保する。
木造住宅密集地域や東部地域に対して、より一層の延焼予防策の実施の必要	建築物の耐震化による被害の軽減	住宅・民間特定建築物の耐震化率を令和7年度までに95%にする。
狭あい道路について、災害時の消防活動路を確保する必要	出火、延焼の防止	防火水槽等の震災時消防水利を100%整備する(250mメッシュ)、また、延焼危険度の高い東部地域及び木造住宅密集地域へ重点的に整備する。
初期消火の重要性の啓発し、家庭用消火器の普及促進する。	狭あい道路の拡幅整備等	狭あい道路の拡幅整備を進め、災害時の緊急車両の乗り入れ・消防活動路を確保する。
災害用トイレの目標数の精査や適切な維持管理が必要	初期消火体制の強化	家庭用消火器の普及を促進し、住宅用火災警報器の設置を推進する。
地域設置消火器は維持管理の課題を抱えており、目的や目標数の精査が必要	災害時のトイレ確保については、公設、民間設置、携帯トイレの普及啓発との連携を図る。	トイレ確保計画(仮)を検討する。
地域設置消火器は維持管理の課題を抱えており、目的や目標数の精査が必要	減少の原因分析や効果的な設置箇所の研究	木造密集地域など必要なエリアには設置を促進し、家庭用消火器の設置促進と連携して初期消火体制を整備する。

地震前の行動（予防対策）

安全に暮らせる都市づくり

- 地震に強い都市づくりの推進
- 都市空間の確保
- マンション等の集合住宅、高層建築物及び地下街の安全対策
- ブロック塀等の安全化
- 避難道路機能の確保

建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 建築物等の不燃化・耐震化
- エレベーター対策
- 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止
- 文化財施設の安全対策

長周期地震動への対策の強化

- 建築物所有者等の対策の推進
- 室内の安全確保

出火、延焼等の防止

- 消防水利の整備、防火安全対策
- 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化
- 危険物等の輸送の安全化

地震直後の行動（応急対策）

発災後 72 時間以内

河川施設等の応急対策による二次災害防止

- 河川施設等の応急対策
- 社会公共施設等の応急対策

地震後の行動（復旧対策）

発災後 1 週間目途

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 河川施設等の復旧
- 社会公共施設等の復旧

消火・救助・救急活動

- 消火・救助・救急活動

危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

- 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置
- 危険物輸送車両の応急対策
- 特定動物等の逸走時対策

## 予防対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
第1節 安全に暮らせる都市づくり	本部管理部 本部管理班 災対総合政策部 庶務班 災対市民部 庶務班 災対環境部 公園班 災対都市整備部 庶務班 災対都市整備部 建物調査班 災対都市整備部 交通対策班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 都北多摩南部建設事務所 都西部公園緑地事務所
第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進	本部管理部 本部管理班 災対財務部 管財施設班 災対環境部 庶務班 災対都市整備部 庶務班 災対都市整備部 建物調査班 災対都市整備部 道路管理班 災対教育部 庶務班	都 武蔵野消防署 市民防災協会
第3節 長周期地震動への対策の強化	災対都市整備部 庶務班	
第4節 出火、延焼等の防止	本部管理部 本部管理班 災対環境部 庶務班 災対都市整備部 道路管理班 災対都市整備部 交通対策班 災対教育部 庶務班	都環境局 都水道局 都生活文化局 都福祉保健局 都教育庁 武蔵野警察署 武蔵野消防署

### 第1節 安全に暮らせる都市づくり

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 庶務班、災対市民部 庶務班、災対環境部 公園班、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 建物調査班、災対都市整備部 交通対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、都北多摩南部建設事務所、都西部公園緑地事務所】

#### 第1 地震に強い都市づくりの推進

##### 基本方針

- 武蔵野市第六期長期計画及び武蔵野市都市計画マスタープランに基づき、地震に強い都市づくりを推進する。

## 1 武蔵野市第六期長期計画

【災対総合政策部 庶務班】

- 市では、令和2年4月に第六期長期計画を策定した。長期計画では「災害への備えの拡充」を基本施策の一つとして掲げ、「災害に強いまちづくりの推進」「自助・共助による災害予防対策の推進」「関係機関との連携による応急対応力の強化」「市の応急活動体制の整備」「震災復興への取組み」等を進めることとしている。  
「耐震改修促進計画」
- 木造住宅の耐震化は着実に進捗してきたが、合意形成など多くの課題を抱える分譲マンションは耐震化が遅れていることから、引き続き、耐震化の啓発活動を行っていくとともに、個々の課題を把握したうえでの専門家派遣等、総合的な支援や助成制度のさらなる拡充を検討していく。特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化については、耐震化費用の一部助成だけでなく、合意形成や移転の問題に対する支援をさらに進め、耐震化を促進していく。また、無電柱化も推進し減災に向けたまちづくりを進める。大規模災害時に起こりうる火災に対しては、延焼防止のために幹線道路の拡幅事業を進めるとともに、防火水槽の整備を引き続き進める。重要なインフラの一つである水道事業についても、震災時に迅速な応急給水や応急復旧が行えるように体制を整備する。
- 地震や火災から身を守るために、様々な啓発活動、支援を行う。家具転倒防止器具や住警器、感震ブレーカー、消火器の設置や、被災後の生活のための家庭での食料や飲料水、トイレ、日用品等の備蓄、帰宅困難時の備え、避難先の確保等を推進し、市民防災力の向上を図る。
- 現在活動中の自主防災組織の活動を支援したり、市内に多く存在するマンション管理組合等へ自主防災組織の設立を働きかけたりすることで、近隣に暮らす市民同士が協力し合う体制を整備し、災害対応力の強化を図る。
- 地震発生直後の人的被害を減らすため、災害時医療体制の強化を行う。また、帰宅困難者対策として制定した「吉祥寺ルール」を市内事業者等に徹底するなど、災害時における来街者の安全対策を推進する。
- 協定締結や訓練実施を通じ、東京都や近隣の自治体、市内の諸団体など多様な主体との連携を強化する。災害発生後に、他地域から多く寄せられる支援を効率的・効果的に受け入れる体制を整備するために受援計画を策定する。

## 2 武蔵野市都市計画マスタープラン

【災対都市整備部 庶務班】

- 都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である武蔵野市都市計画マスタープランを令和3年9月に改定した。
- 武蔵野市都市計画マスタープランは、市民や事業者と市が共有するまちづくりのビジョンであり、その実現に向け市が取組むまちづくりの方針を7つの分野、3つの地域別に示している。分野別まちづくりの方針では、防災分野の方針として「安心して暮らせる都市基盤の整備」や「多様化する都市災害への対応」等を掲げ、建築物の耐震化・不燃化の促進、公共施設や道路、公園等への雨水浸透施設等の設置、道路の無電柱化を推

進することとしている。

- 防災に関するまちづくりを効率的に展開するために、武蔵野市都市計画マスタープランの方針に即して総合的に事業を図っていく。

### 3 土地利用の方針

【災対都市整備部 庶務班】

- 土地利用は広域的な立場から、都市のあるべき姿や都市の将来進むべき方向を決定するものである。
- 土地利用の方針としては、武蔵野市都市計画マスタープランに基づき、現在の用途地域を継続することを原則とし、土地の有効活用、適切な密度の誘導、公共空間の充実、緑地の確保、防災性の向上等に配慮する。

<現 況>

武蔵野市の土地利用の現況は、ここ 20 年間大きな変化はみられず、宅地が約 68%、交通系が約 17%となっている。宅地の利用用途としては、住居系が約 48%、公共系が約 11%と成熟した住宅都市の市街地構造となっている。

- 用途別土地利用面積の割合

用 途	公共系	商業系	住居系	工業系	空地系	交通系	農業系その他
割合 (%)	11.4	7.4	47.7	1.3	11.8	16.8	3.6

(平成 29 年武蔵野市土地利用現況調査)

## 4 都市の防災性の向上

### (1) 都市基盤の更新

- 武蔵野市は早期に都市基盤整備に着手してきたため、現在は、上下水道をはじめとする都市基盤が大規模修繕や更新の時期を迎えている。
- 近年では異常気象による集中豪雨や東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。都市基盤の更新にあたり、都市の防災性の向上という視点から、オープンスペースや機能的な道路空間の確保、公園緑地や水害対策施設の整備を行い、さらに建築物や都市施設の耐震性・耐火性の確保・強化に努め、防災性の向上を図る。
- 鉄道駅周辺で行われる民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設や、帰宅困難者の受入施設、備蓄倉庫や非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致していく。

(2) まちづくり条例等による指導

武蔵野市まちづくり条例（平成26年3月18日改正）

【災対都市整備部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 武蔵野市における開発行為及び中高層建築物等の建築に対する指導の基準を定めることにより、計画的なまちづくりを推進し、緑豊かで良好な居住環境の促進を図り、もって武蔵野市の均衡ある発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。
- 市のまちづくりにあたっての基本的な考え方、都市計画の決定等における市民参加の手續、開発事業に係る手續及び基準等を定めることにより、市民等、開発事業者及び市が協力し、かつ、計画的にまちづくりを行い、もって、快適で豊かな都市環境の形成を目指している。
- 開発事業者は、防災上の配慮としてこの条例に規定する消防施設及び防災の措置に関する基準に基づき、屋外消火栓、防火水槽及び災害用設備の設置並びに窓ガラスの飛散防止措置等について、整備を行うものとする。

(武蔵野市まちづくり条例)

- ・ 防災上の指導（消火栓及び防火水槽設置基準）

	屋 外 消 火 栓	防 火 水 槽 (40t 級)
開発行為	開発面積が 3,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 基	開発面積が 3,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 基
その他	延べ面積が 3,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 基	延べ面積が 5,000 m <sup>2</sup> 毎に 1 基

- ・ 建築物への消防用自動車、はしご車の接近及び消防活動に関する必要な措置は、まちづくり条例に基づき開発事業者と協議する際に、防災課が武蔵野消防署と協議の上行う。

第2 都市空間の確保

基本方針

- 市街地の中の公園・緑地等に代表されるオープンスペースは、地域環境の保全ばかりでなく、震災時における避難者の安全を確保し、火災の延焼阻止を図るうえで、重要な役割を担っている。木造住宅密集地域を中心に可能なかぎりオープンスペースの確保を図る。また、消火、救命、復旧活動の拠点とする。
- 広域避難場所のほかに一時集合場所として公立小中高等学校が指定されている。地域防災機能を一層効果的に発揮できるようにするため、これら一時集合場所のほか、病院、コミュニティセンター、福祉施設等、防災上地域の核となる公共施設と公園との連携を図ることや、生産緑地地区等の空地を一時的に利用できるようにして、これらと連携して災害時にはより広いスペースを確保し、活用できるようにする。

## 1 公園の整備

### (1) 本市の現状と課題

【都西部公園緑地事務所、災対環境部 公園班】

- 本市の市立公園は一箇所当りの面積規模を確保することの困難性を数量で充足してきたという歴史的背景があり、全ての公園は街区公園であるため、地域毎の復旧・復興拠点としての防災機能を分担させることとなる。
- 公園の設置状況（令和3年4月1日現在）
  - ・ 都立公園等 4箇所
  - ・ 市立公園 188箇所
  - ・ 市民一人当りの公園面積 4.42 m<sup>2</sup>

### (2) 公園の整備(防災機能を持つ公園を含む)

- 公園の新設、既存公園の拡充・再整備によりオープンスペースを確保し、延焼防止など防災効果の高い公園の整備に努めていく。
- 公園等に備蓄倉庫、貯水槽等を整備して震災時の防災拠点としての機能を向上させる。

#### ア 公園整備の考え方

- 消防水利の設置や焼け止まり、避難者保護にも役立てるために遮蔽率の高い樹木の植栽（防火植栽）や広場スペースを確保する。
- 給水、物資の配給等に対応できる多目的広場として確保するとともに備蓄倉庫（救助救出資器材、炊事器材、テント、発電機付投光器、小型消防ポンプ（D級）、毛布、トイレ用品等）や耐震性防火水槽を設ける。
- 防災機能の確保とともに資機材置場やごみの一時集積所等の災害復旧活動の補助拠点とする。
- 公園や広場のオープンスペースの確保は、市有地の有効活用や、行政指導によるストック、公有未利用地の暫定利用など、多角的対応が必要である。
- 地域住民が防災広場を有効に活用していくため、整備後の維持管理や訓練の実施などについて地域住民による自主防災組織の結成を促進し、指導・育成する。

#### イ 防災広場の設置状況及び活用の考え方

防災広場は市内のオープンスペースの必要性の調査評価を行ない、その中で、不燃領域率などで評価の低かった地域に「延焼防止」の観点から設けられた広場である。また、災害時のミニ防災拠点としての機能も付加している。様々な設備のある防災広場だが、運営主体や運営マニュアル、資器材の管理方法が明確になっていない部分があることから、それらの手法について、研究していく。

【図表3-2-1 防災広場の設置状況（令和4年1月現在）】

(1) 南町防災広場	所在地：武蔵野市吉祥寺南町5-6 [敷地面積：324 m <sup>2</sup> ] 平成12年6月17日開設
(2) 東町防災広場	所在地：武蔵野市吉祥寺東町4-15 [敷地面積：371 m <sup>2</sup> ] 平成14年8月3日開設
(3) 吉祥寺西公園 (防災機能を持つ公園)	所在地：武蔵野市吉祥寺本町3-7 [敷地面積：2,138 m <sup>2</sup> ] 平成15年4月6日開設
(4) 境南町防災広場	所在地：武蔵野市境南町3-20 [敷地面積：493 m <sup>2</sup> ] 平成16年5月22日開設
(5) 西久保二丁目防災広場	所在地：武蔵野市西久保2-15 [敷地面積：639 m <sup>2</sup> ] 平成18年4月1日開設
(6) 桜堤二丁目防災広場	所在地：武蔵野市桜堤2-8 [敷地面積：281 m <sup>2</sup> ] 平成25年3月31日開設

## 2 農地の保全

【災対市民部 庶務班】

- 市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においても火災の延焼防止、震災時の一時的な避難場所としての機能など重要な役割を担っている。
- 市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成のために指定されている生産緑地地区をこれら生産機能や環境防災機能として活用されるよう保全に努めていく。
- 市では、災害時に市民が緊急に避難する場所（「地区災害時待避所」）として農地を開放してくれる協力者と協定を締結している。

（協定第23（災害時における東京むさし農業協同組合との協力に関する協定書））

- 生産緑地地区指定状況（令和4年3月現在）

85地区 約24.42ha

（資料第■（農地））

## 3 緑の防災ネットワークの形成

【都、災対環境部 公園班】

- 都市の防災機能を高めるため、グリーンパーク緑地や本村公園など緑の回廊とともに各地に点在する公園緑地の様々な空間を利用して緑の防災ネットワークを形成する。
- 公園の整備、改修とともに、倒壊による被害を最小限にするため、ブロック塀等を生垣へ転換することなどにより緑の防災ネットワークを形成する。
- 公園緑地を街路樹や河川等で結ぶとともに、街路樹の回復・更新を進め、グリーンロードネットワークの充実を図る。
- 都は、道路・河川・公園等の一体感のある整備を進め、荒川から石神井川、調布保谷線を通じて多摩川へとつながる直径30kmの緑のリング（グリーンロードネットワーク）を形成する。

#### 4 オープンスペースの把握と整備

【都、災対本部管理部 本部管理班】

- 震災時に、広域避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 都は、東京都震災対策条例で、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを定めており、利用可能なオープンスペースを国、市、関係機関と協議のうえ把握し、具体的な使用計画を策定する。
  
- 都は、具体的な使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、市民に周知する。
- 都は、震災時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が市及び都の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

#### 第3 マンション等の集合住宅、高層建築物及び地下街の安全対策

##### 基本方針

- マンション等の集合住宅の生活継続計画の作成を支援する。
- エレベーター閉じ込め防止装置の設置や自主防災組織設立等を促し、さらに高層住宅には一定層ごとに防災倉庫の設置を促す。
- 長周期地震動等高層住宅特有の防災対策の検討を進める。

#### 1 マンション等の集合住宅の生活継続計画

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 建物調査班】

- マンション等の集合住宅は、建築物としては堅固であり倒壊や延焼の恐れが少ない一方、エレベーターの使用不能によるいわゆる「高層難民」の発生や、建物や給排水設備等ライフラインが損傷した場合の復旧に、管理組合としての意思決定を要するなど、戸建て住宅にない問題がある。
- マンション等の集合住宅では、管理組合等を中心に自主防災組織を設立して、管理会社や市と連携しながら集合住宅特有の問題解決にあたる必要がある。
- マンション等の集合住宅の建物は堅固であるため、自主防災組織を中心とした日頃からの災害への備えにより、発災後も自宅での生活を継続できる可能性が高い。
- マンション等の集合住宅の管理組合等は、発災後も共同して生活を継続するための「マンション生活継続計画」(MLCP※)を作成し、建物の補強、電気、水道等の設備の改善、資機材等の備蓄及び居住者による共助の基礎づくり等を進める。
- 市は、マンション等の集合住宅の防災力を強化し、発災後も住民が自宅で生活を継続することを可能にするため、管理組合等のMLCPの作成等を支援する。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

※MLCPは（Mansion Life Continuity Plan）の略で、次のような内容が含まれる。

- ①発災時、応急復旧時、復興時等の段階に応じた対応策を検討する
- ②発災後の生活継続について、生活水準とコストを考慮した選択肢をつくる
- ③発災前の準備を進める（建物・設備の改修、規定類の整備、資機材の備蓄等）
- ④役員等の不在時の意思決定、役割分担を決めておく
- ⑤情報連絡を維持する方法を具体的に決めておく
- ⑥高層階への対策を具体的に考える（揺れ、エレベーター停止等）
- ⑦大規模マンションの集会室等を、一般避難所と同様の救援物資搬入先とする

## 2 高層建築物及び地下街対策

- 高層建築物、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、建物のゆれによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、市、都、住民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、一定層ごとの防災倉庫の設置による飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物の各課題に対する取組を進めていく。
- 現在、市内には、消防法でいう 31mを超える高層建築物が 72 棟ある（令和4年4月現在）。
- これら高層建築物については、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制・指導されている。しかし、構造上の特殊性から、地震時における避難や消防活動などの災害対応は、極めて困難になると予想される。
- 高層建築物及び地下街の安全化についての各機関の対策は次のとおりである。

### (1) 市

#### 【災対都市整備部 庶務班】

- 市は、まちづくり条例に基づき、開発基本計画の届出受理、各課協議、完了検査等を行い、防災上の措置等のより一層の充実を図る。さらに、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。特に、地下街の建設について、都は、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。
- 市は、既存の高層建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

## (2) 武蔵野警察署

### 【武蔵野警察署】

- 武蔵野警察署は、高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

#### ア 高層建築物

- ・ 震災対策に関する管理者対策の実施
- ・ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

#### イ 地下街

- ・ 地下街警備要図の作成
- ・ 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- ・ 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- ・ 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

## (3) 武蔵野消防署

### 【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。
  - ・ 高層の建築物の防火安全対策
  - ・ 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）
  - ・ 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
  - ・ 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- 武蔵野消防署は、関係事業所に対して次の対策を指導する。

#### ア 火災予防対策

- ・ 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- ・ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- ・ 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- ・ 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

#### イ 避難対策（混乱防止対策）

- ・ 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ・ ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- ・ ショーケース、看板複写機等の転倒、落下、移動の防止
- ・ 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成
- ・ 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- ・ 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第1節 安全に暮らせる都市づくり

#### ウ 防火・防災管理対策

- ・ 従業員に対する消防計画の周知徹底
- ・ 管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底
- ・ ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- ・ 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備
- ・ 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- ・ 実践的かつ定期的な訓練の実施

#### エ 消防活動対策

- ・ 消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

## 第4 ブロック塀等の安全化

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 公園班、災対都市整備部 建物調査班】

### 基本方針

- ブロック塀等の改修を促進するため、ブロック塀等改善補助金や接道部緑化に対する助成制度の周知啓発活動を強化する。

- 東日本大震災では市内11か所のブロック塀が倒壊した。
- 平成30年6月発生「大阪北部地震」発生後、同年12月に小学校PTAによる「通学路安全調査」を実施、翌年4月に危険と思われるブロック塀等所有者に、「ブロック塀等改善のお願い」にかかる文章のポスティングを実施した。
- 令和2年3月に「ブロック塀等の改善に対する補助金制度」のチラシを全戸配付した。
- 危険なブロック塀等の改善を促進するため、改修又は補強する市民に対する補助金交付制度を平成30年に拡充した。
- 建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉えて、ブロック塀の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し改善要請を行うとともに、生垣への転換等を誘導する。
- 接道部緑化に対する助成制度の周知啓発を行い、接道部緑化事業を積極的に推進していく。
- 市有施設等の接道部緑化を進める。
- ※ ブロック塀等改善補助金…危険と判定されたブロック塀等の所有者が改修・補強・撤去する場合、事前申請により費用の一部を助成



※ 接道部緑化助成…生垣等により新たに接道部を緑化する場合、また、そのためにブロック塀を撤去する場合、事前申請により費用の一部を助成

【図表3-2-2 接道部緑化助成実績】

年度	植 栽					ブロック塀等撤去		
	生垣(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	地被類(m <sup>2</sup> )	補助金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(円)
29	34	19	40	127	15	939,000	—	—
30	25	—	4	15	2	339,000	66	264,000
元(31)	—	9	23	48	27	313,000	—	—
2	8	9	9	37	28	355,000	—	—
3	20	1	6	49	—	278,000	—	—

【図表3-2-3 ブロック塀等改善補助金交付実績】

年度	件数(延長)	補助金額
平成29年度	2件(7m)	42,000円
平成30年度	18件(277m)	1,760,680円
平成31年(令和元年)度	25件(423m)	3,180,000円
令和2年度	39件(594m)	7,492,000円
令和3年度	20件(286m)	2,577,610円

(武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例施行規則)

(武蔵野市ブロック塀等改善補助金交付要綱)

## 第5 避難道路機能の確保

### 基本方針

- 放置自転車や違法駐車対策、右折レーン設置による交通渋滞対策、さらに電線類地中化の推進により、災害時の避難道路機能を確保する。

#### 1 避難路の指定

本市においては避難所までの避難路を定めず、ブロック塀の倒壊等のない安全な道を通って避難するよう周知しているが、各市立小中学校が指定する通学路並びに建築物から避難場所までの道で全ての建築基準法及び道路法の道路を計画上の避難路として位置づけ、重点的にブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

#### 2 放置自転車対策

【災対都市整備部 交通対策班】

- 市では自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例により、駅周辺道路に放置禁止区域を指定し、自転車やミニバイクの放置を禁止し、円滑な交通と防災活動の確保を図る。
- 震災時に避難路となる歩道空間を確保するため、日頃より放置防止指導を徹底する。

(武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例)

### 3 違法駐車対策

#### 【武蔵野警察署】

- 違法駐車のひとつは、商店会や店舗への買い物客及び荷捌き車両による短時間駐車である。平成21年4月1日より、駐車監視員制度（警察官以外に放置車両確認機関から選任された監視員が放置車両を確認する制度）が導入され、取締り重点路線、重点地域が指定された。
- 幹線道路においては、交通管理者や民間監視員による指導・取締りとともに、道路管理者や配送事業者、地域商店会等と相互に連携を図り、道路交通の適正化と防災活動の確保を図る。

### 4 交差点改良事業

#### 【都北多摩南部建設事務所】

- 都では、右折レーンが無い場合、右折待ち車両により後続車が直進できず渋滞が発生している交差点において、右折レーンを設置し、交通渋滞の緩和を図る交差点改良事業（第3次交差点すいすいプラン）を推進している。引き続き、都と連携し、震災時における救助・救急機能の確保等、地域の防災性を向上するため、交差点の改良を進める。

### 5 電線類地中化の推進

#### 【都北多摩南部建設事務所、災対都市整備部 交通対策班】

- 道路上の電線類を、地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図る。
- 景観道路整備事業計画（第二次）の策定から概ね5年が経過することから、未整備路線の検証を含め、事業化路線の追加・見直しを行い、令和4年度には、今後の無電柱化施策の方向性や取組み等を定めた無電柱化推進計画（仮称）を策定する予定である。なお、従来の電線共同溝方式は、コスト面に課題があるため、国で行っている低コストとなる手法の技術的検証結果を踏まえ事業化を行う。

## 第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

【本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対環境部 庶務班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対都市整備部 庶務班、災対都市整備部 建物調査班、災対都市整備部 道路管理班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野消防署、市民防災協会】

### 第1 建築物等の不燃化・耐震化

#### 基本方針

- 「武蔵野市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震診断・改修の促進を図る。
- 現在の耐震診断・耐震改修に対しての補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。

#### 1 建築物の不燃化

【災対都市整備部 庶務班】

- 防災都市づくりを実現していくためには、長時間にわたって、息の長い対策を進めていくことが必要である。用途地域・防火地域・準防火地域の指定といった土地利用規制は、防災都市づくりの基本となるものといえる。
- 防災上重要な地域を中心に、まちの変化に適応させ、防火地域等の指定をしていく。

(資料第■ (用途地域等の都市計画の概要図))

##### (1) 防火地域・準防火地域の指定基準

- 防火地域等の指定は市が定める「武蔵野市用途地域等に関する指定方針及び指定基準に基づき行う。
  - (1) 防火地域…原則として容積率400%以上の区域  
また、容積率200%以上の区域で、市街地の安全性の向上を図る区域については指定することができる。
  - (2) 準防火地域…原則として建ぺい率50%以上の区域  
また、延焼の防止を図ることが必要な区域については、建ぺい率40%の区域についても指定することができる。

##### (2) 防火地域・準防火地域の建築制限

- 防火地域においては、階数3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。  
準防火地域においては、
  - (1) 階数4以上（地階を除く）又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、階数3（地階を除く）又は延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
  - (2) 木造建築物の外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分は、防火構造としなければならない。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 防火地域又は準防火地域以外の区域においては、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域として指定している。
- 本市の不燃化率（全建築物に対する耐火造及び準耐火造の建築面積の割合）は約5割である。（平成31年2月現在）

## 2 建築物の耐震化

【災対都市整備部 建物調査班】

- 「武蔵野市耐震改修促進計画」に基づき、総合的に耐震診断・改修の促進を図る。
- 現在の耐震診断・耐震改修に対する補助金制度の拡充を図り耐震化を促進する。緊急輸送道路沿道建築物の耐震化や木造住宅密集地域の建替えを誘導する。

【図表3-2-4 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標】

建築物の種類	耐震化率	
	現状 令和元年度末	目標 令和7年度末
住宅（公共・民間）	91.9%	95%
民間特定建築物	88.6%	95%
防災上重要な市有建築物（浄水場を除く）	100%	100%

（資料第■（防災上重要な市有建築物耐震化の現状））

※住宅は平成30年度末のデータ

### (1) 耐震改修促進計画の策定と推進

- 市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓から、都市型地震対策に備えた災害に強いまちづくりの実現に向け、平成10年9月に「武蔵野市耐震改修促進基本方針」を策定し、同年10月より民間住宅に対する耐震診断・改修助成など先行的な取組みを開始した。
- この方針に沿って具体的な施策を計画・実施するため、平成16年6月に「武蔵野市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定めた。平成19年4月に「住宅・建築物耐震改修促進計画」が定められるまで、適宜改定しながら施策の拡充を図ってきた。
- このような中、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、都道府県は「都道府県耐震改修促進計画」を定めることを義務付けられ、市町村は計画を定めるよう努めることとされて「国の基本方針」が示された。そして、平成19年3月に東京都が「東京都耐震改修促進計画」を定め、平成24年3月に同計画を改定し、民間建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修を促進することとした。
- 「耐震改修促進法」の所管行政庁である本市は、これらの経緯と現状、武蔵野市地域防災計画を踏まえながら、住宅・建築物の耐震化の総合的な計画として平成20年3月に「武蔵野市耐震改修促進計画」を策定した。
- この促進計画では、防災上重要な公共建築物・住宅・特定建築物の耐震化の目標の設定、設定した目標を達成するための施策、重点的に取り組むべき施策などを定めている。

- 本計画を総合的に推進するため、耐震化の定期的な検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行っている。現在は第2回改訂版（令和3年から令和7年）に基づき推進を図っている。

## (2) 現行の誘導支援策の継続と拡充

- 本市では、平成10年度以来、耐震化に向けた助成制度をはじめ、耐震アドバイザー派遣制度、建築物耐震性相談事業を創設し、耐震化の取り組みを誘導、推進するとともに、平成20年に策定された耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進に向けた助成事業等を実施している。
- 特に、平成21年度からは、相談や申請先について、耐震総合窓口として住宅対策課に一本化し、制度利用者の利便性の向上を図っている。
- その後も活用しやすい制度となるように、助成上限額の増額、新規助成対象メニューの創設等を随時行い、建築物の耐震化促進に取り組んでいる。
- また平成26年度より新たに、旧耐震基準の分譲マンションに対し専門家による相談業務や簡易耐震診断を無料で行う、分譲マンション耐震化支援事業を開始した。
- 平成29年度からは建築士以外の専門家にも相談可能な住宅総合相談窓口として、それまで行っていた建築物耐震性相談事業に代わり、住宅なんでも相談事業を創設した。

### ア 情報提供と啓発活動

耐震アドバイザー派遣制度、住宅なんでも相談事業、各種セミナーの開催など耐震化に向けた情報提供と啓発活動を実施している。今後は特に分譲マンションなど合意形成が困難な建築物や優先的に耐震化を図る必要がある建築物や地域に向け、よりニーズに即した情報提供などを推進する。

### イ 助成制度による支援

耐震化助成制度の活用を推進し、耐震化促進に努める。また、耐震化の進展を見据えつつ、必要に応じて助成制度の見直しや改善を行う。

## 3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

【災対都市整備部 建物調査班、都】

- 都は、震災時の救助活動や復興に重要な緊急輸送道路において、沿道の建築物の耐震化を進めるために、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行した。この条例施行に伴い都は緊急輸送道路のうち特に公共性の高い道路を特定緊急輸送道路として指定し、対象建築物の耐震診断等が義務化された。また、平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、法においても対象建築物の耐震診断等が義務化された。本市においても同年度より特定緊急輸送道路の沿道建築物に対する助成制度を創設し、都と連携しながら平成27年度末までに沿道建築物の耐震化率100%を目指してきた。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- また平成 29 年度末に特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化状況の公表及び未診断建築物所有者へ耐震診断実施の命令とその公表を行い目標値に向けて耐震化の推進に努めてきた。
- 今後は一般緊急沿道輸送路道路の沿道建築物についても耐震化の現状を把握し必要に応じて耐震化促進に取り組んでいく。

#### 4 木造住宅密集地域における不燃化・耐震化

【災対都市整備部 庶務班】

- 木造住宅密集地域においては、建物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震性・耐火性の高い建物を誘導する。また、延焼を防止するスペースとして公園緑地や広場の整備、さらに、狭あい道路の整備や避難路となる生活道路の整備等を優先的に進める。

※ 木造住宅密集地域

老朽化した木造住宅が密集し、公園等のオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域

(資料第■ (木造住宅密集地域))

(武蔵野市民間住宅・マンション耐震アドバイザー派遣事業実施要綱)

(武蔵野市分譲マンション再生支援事業助成要綱)

(武蔵野市民間住宅・マンション耐震化促進事業助成要綱)

(武蔵野市民間事業系建築物耐震診断助成要綱)

(安全・にぎわいのまちづくり促進型耐震事業助成要綱)

(武蔵野市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱)

## 第2 エレベーター対策

### 1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班、災対財務部 管財施設班、災対都市整備部 建物調査班】

#### (1) 市有施設

- 市は、市有施設について、今後も新たにエレベーターを設置する際には、優先的に閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性の向上を図る。

【図表 3-2-5 エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、エレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置
地震時管制運転装置	地震発生時に、地震動を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

## (2) 民間施設

- 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等をホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。
- 市は都の対策に準じて民間施設やビル・マンション等における閉じ込め防止対策の実施を誘導するための指導及び広報を行う。
- 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。
- 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社に対し、救出体制を構築するため、緊急時の連絡体制の強化、エレベーター内の閉じ込めの速やかな把握、迅速な救出体制強化のための緊急通行車両の確保を図るよう周知する。
- 地震発生時には、多くのビルの機能回復を早期に行う必要があるため、1ビルにつき機能回復を行うのは、エレベーター1台とする「1ビル1台」のルールの徹底を図る。

## 第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

### 1 落下物、屋外広告物等に対する安全対策

#### 基本方針

- 屋根瓦、窓ガラス等の落下防止を推進する。
- 落下物、屋外広告物等の所有者に対し、適切な安全対策や落下防止策の普及啓発を図る。

### (1) 屋根瓦・窓ガラス・天井等の落下防止対策

【災対都市整備部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 東日本大震災では市内で屋根瓦の被害が多発した。
- 建物の外壁に存在する窓ガラスや看板、屋根瓦や屋上にある設備類は、災害時には落下等により道路上の通行人に被害を与え、道路を閉塞して避難や防災活動に支障をきたす恐れがある。特に、市内で最も店舗や事務所が集積している吉祥寺駅周辺は、これらの集積度が高い。
- まちづくり条例に該当する建築物は、道路側に面した3階以上の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付等飛散防止措置が施されたガラス等を使用する指導を今後も継続していく。
- 屋根瓦も含めた住宅全体の耐震化に対して、耐震化助成を継続して実施する。
- 特殊建築物等定期調査報告等の機会を活用して、都と連携し、建物所有者や管理者に対し大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、周知を図っていくとともに、未改修ビルの所有者、管理者への計画的・定期的な指導を実施する。

### (2) 屋外広告物に対する規制

【災対都市整備部 道路管理班、災対環境部 庶務班】

- 置看板、立看板は、吉祥寺駅周辺に多く分布している。この看板は移動式の看板で、道路上にはみ出しているものが多く、平常時においても通行の障害となっている。特に

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

飲食街においては、夜間の営業時間になると、店の前に移動されるものが多い。これらの看板は、災害時においては、通行の妨げとなる可能性が大きい。

- 必要以上の看板類の量を減らす方向でその対策を検討し、吉祥寺活性化協議会、警察署、市の三者一体で、違法な看板・商品台・露店等の取締りを実施し、平常時から快適で安全な街づくりを主眼に取り組んでいる。
- 屋外広告物設置者を重点に、指導を強化する。
- 看板等道路占用・道路使用に対する道路パトロールによる改善指導を行う。

### (3) 自動販売機の転倒防止

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班】

- 自動販売機は、過去の震災時に転倒の例があり、転倒すれば直接的な被害のみならず、道路を閉塞することになる。又、主要道路沿いに多く分布するため、通行の障害物としての危険性は無視できない。
- 設置者及び自動販売機業界に対して、自動販売機が道路上にはみ出さない、災害時においても転倒しないよう強固に設置するなど指導していく。

## 2 家具の転倒・落下・移動の防止

### 基本方針

- 家具の転倒・落下・移動の防止については、その必要性を防災ハンドブック等で啓発するとともに、高齢者・障害者を対象とした家具転倒防止金具等取付事業を推進していく。

### (1) 家具の転倒・落下・移動防止対策

- 阪神・淡路大震災の被災地域では、室内においても、ゆれのために家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほどゆれは大きく、家具転倒等による被害は大きかった。
- また、東日本大震災では巨大地震で発生する長周期地震動で、家具類の転倒・落下・移動が発生した。
- この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒により、被害を被ることがないように、国・都・市は、市民の自助を促進するために次のような対策を講じている。

#### ア 市

【災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、本部管理部 本部管理班】

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を実施している。
- 防災ハンドブックの全戸配付をはじめ、地域の防災講話・防災訓練、市民防災協会の防災キャラバンなど、あらゆる機会を通じて、家具類の転倒・落下・移動防止の必要性を啓発する。

第2章 安全な都市づくりの実現  
【予防対策】第2節 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯及び身体障害者手帳1、2級の方、精神保健福祉手帳1、2級の方、または東京都愛の手帳1、2度の方がいる世帯を対象に、無料で家具に転倒防止金具等を取付けることにより、これらの世帯の者の生命及び財産を地震災害から守る一助としている。
- 東日本大震災前において、市内の家具類転倒・落下・移動防止対策普及率は48.3%であった。また、市民防災意識調査（令和3年10月実施）において、自宅での家具類転倒・落下・移動防止対策の実施状況の設問において、「全ての家具類を固定」「大部分の家具類を固定」「一部の家具類を固定」を合わせた世帯は63.5%となっている。

【図表3-2-6 武蔵野市家具転倒防止器具等取付事業の実績（単位：件）】

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31 (令和元)年度	令和2年度	令和3年度
16	7	29	12	9	17

イ 市民防災協会

【市民防災協会】

- 市民防災協会は、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付けを推進するとともに、備蓄用の水、食料等を販売するなど、防災に関する市民の利便性を図るよう努めている。

ウ 武蔵野消防署

【武蔵野消防署】

- 武蔵野消防署は市とともに、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く市民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。
- 武蔵野消防署は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
  - (1) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を活用し、市民や事業所に対する防災指導に活用
  - (2) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び効果的な家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付けの為の啓発を促進
  - (3) 関係機関、関係団体等と連携した周知
  - (4) 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。
  - (5) 住まいの防火診断において、要配慮者宅を個別訪問し、家具類の転倒、落下、移動の危険性を診断し、指導及び改善等を図る。

第4 文化財施設の安全対策

【災対教育部 庶務班】

**基本方針**

- 市教育委員会は文化財所在リストを整備し、文化財の安全対策の周知を図る。
- 文化財の所有者または管理者（以下、「所有者・管理者」という。）は、文化財周辺環境及

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第3節 長周期地震動への対策の強化

び防災設備等の点検・整備を行うとともに、防災訓練の実施に努める。

- 市は、「文化財防火デー」を中心として、所有者・管理者に対し、文化財における安全対策の周知を図るとともに、所有者・管理者に、文化財防火デーに関する懸垂幕の掲示を依頼し、文化財防火運動の推進を図る。
- 所有者・管理者は、次のとおり、文化財周辺環境及び防災設備等の点検を行う。

(1) 文化財周辺の整備・点検	・文化財の定期的な見回り・点検 ・文化財周辺環境の整理・整頓
(2) 防災設備の整備と点検	・外観点検、機能点検、総合点検

- 所有者・管理者は、消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練の実施に努める。
- 所有者・管理者は、消防機関への円滑な通報体制を確立する。

### 第3節 長周期地震動への対策の強化

【災対都市整備部 庶務班】

- 超高層建築物等における長周期地震動対策を推進する。なお、超高層建築物は市内に2棟ある（令和3年12月現在）。

#### 第1 建築物所有者等の対策の推進

- 市は都と連携し、建築士や建設業の団体等に対して、国の長周期地震動対策の内容を周知するとともに、建物の特性に適した補強方法の事例や家具の転倒・落下・移動防止対策などについて、建物所有者等に対し情報提供する。

#### 第2 室内の安全確保

- 市及び武蔵野消防署は、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

## 第4節 出火、延焼等の防止

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、災対教育部 庶務班、関係機関等】

### 第1 消防水利の整備、防火安全対策

#### 1 出火の防止と初期消火の強化

##### 基本方針

- 火気使用設備や電気設備等の安全化を図る。
- 武蔵野消防署を中心とした出火防止のための査察・指導・教育・訓練を推進する。
- 住宅用火災警報器の設置の推進を図り、家庭からの出火の拡大を防止する。
- 地域設置消火器の整備を推進するとともに、家庭用消火器の普及を図り、地域防災体制を強化し、初期消火体制の向上を図る。

#### (1) 火気使用設備・器具の安全化

【武蔵野消防署】

- 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

#### (2) 電気設備の安全化

【武蔵野消防署】

- 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を促進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。

#### (3) 出火防止のための査察・指導

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 武蔵野消防署は、あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係のある場所に立ち入って、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について検査を行い、火災予防上の欠陥事項について関係者に指摘し、自主的な是正を促す。
- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 武蔵野消防署は、各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進し、実践的な出火防止訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。
- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

#### ア 出火防止等に関する備えの主な指導事項

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- (1) 住宅用火災警報器の普及
- (2) 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止、日用品等の落下防止及びガラスの飛散防止措置の徹底
- (4) 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- (5) カーテンなどの防災製品の普及
- (6) 灯油など危険物の安全管理の徹底
- (7) 防災訓練への参加

#### イ 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- (1) 起震車やVR(災害疑似体験)コーナー等を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- (2) 普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」、「落ちついて火の元確認 初期消火」と声をかけあい、火を消す習慣の徹底
- (3) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びメーターガス栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
- (4) ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態（たき火等の裸火の使用）の変化に対応した出火防止措置の徹底
- (5) ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

#### (4) 家庭用消火器

【本部管理部 本部管理班】

- 昭和 57 年度から市と消火器販売業者との間で、消火器を安価で購入できるように販売価格の協定を結ぶとともに、昭和 59 年度からは、毎年度、一世帯 1 本に限り購入補助を行い、消火器の一般家庭への普及を図ってきた。初期消火体制強化のため、今後さらに補助制度の拡充を検討する。
- 家庭用消火器購入費補助金制度による実績は次のとおりである。

年 度	件 数	金 額
28 年度	514 件	1,260,000 円
29 年度	755 件	1,872,500 円

30年度	678件	1,681,000円
令和元年度	675件	1,677,500円
2年度	615件	1,523,500円
3年度	451件	1,113,500円

(武蔵野市家庭用消火器等購入補助金交付要綱)

### (5) 地域設置消火器

【本部管理部 本部管理班】

- 市では、道路に面した場所に地域設置消火器を約1,400箇所に設置している。
- 初期消火体制を強化するため、地域設置消火器の増設及び保守・管理を進める。

(武蔵野市消火器設置要綱)

### (6) 住宅用火災警報器の設置の推進

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 平成16年6月の消防法(昭和23年7月24日法律186号)の改正により、平成22年4月1日から住宅すべてについて住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。令和3年の世論調査において、東京消防庁管内の住宅用火災警報器の設置率は87.8%となっている。各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、全ての住宅への設置の普及を図る。

### (7) 消防用設備等の適正化指導

【武蔵野消防署】

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に対し、消防関係法令及び東京消防庁監修予防事務審査・検査基準に基づき、耐震措置を指導する。

### (8) 自主防災組織の設立支援

【本部管理部 本部管理班】

- 初期消火体制の強化を図るため、自主防災組織の設立を支援する。

## 2 火災の延焼拡大防止

### 基本方針

- 防火水槽等の震災時消防水利を250mメッシュごとに100%整備する。
- 東京消防庁の地域別延焼危険度測定により延焼危険度が高いとされている、木造住宅密集地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進する。

#### (1) 消防活動体制の整備強化

- 本市の自治体消防の内、常備消防は、東京都に委託して設置している。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

#### 各種震災時消防計画

##### 【武蔵野消防署】

- 東京消防庁武蔵野消防署は、本署及び武蔵境、吉祥寺の2ヵ所の出張所で構成し、下記のような消防関係車両・資機（器）材を配置し、災害に備えている。
- 平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を樹立し、有事即応体制の確立を図っている。

【図表3-2-7 武蔵野消防署の消防車両等（令和4年3月末現在）】

車両総台数	18台			
(内 訳)	ポンプ車	6台（うち非常用2台）	救助車	1台
	化学車	1台	指揮隊車	1台
	はしご車	1台	災害多目的車	1台
	救急車	4台（うち非常用1台）	査察広報車	3台
可搬ポンプ	3台			

#### (2) 円滑な消防活動の確保

##### ア 消防活動路の確保

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班】

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想されるため、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あい道路の拡幅整備、電線類の地中化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と連携して推進する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開や交通規制等について道路管理者や警視庁と連携し、消防活動路の確保に努める。

##### イ 震災時に消防活動の困難が予想される地域への対策

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 平常時においては、消防活動が困難な区域は市内にはないが、震災時には、道路の狭あいに加え、ブロック塀の倒壊、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想されることから、道路、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実などを進め、消防活動が困難な事態の発生に備えた対策の推進を図る。
- 武蔵野消防署は、消防活動の阻害要因の把握や調査研究結果を活用し、都の防災都市づくり事業等に対して、消防活動の円滑化の観点から意見反映を図る。

### (3) 消防水利の整備

#### ア 消防水利の現況

【武蔵野消防署、本部管理部 本部管理班】

- 市では、消火栓、防火水槽、貯水池、壁付消火栓、受水槽、プール、池水等の消防水利を設置している。
- 武蔵野市の平常時の消防水利 217 メッシュ(一辺が 250m の正方形の区画に区分し、消火栓、消火栓以外の水利より 40 m<sup>3</sup>以上の水量で確保された区画)のうちの充足率は 98.6% (令和 4 年 4 月 1 日現在) となっている。

(資料第■ (消防水利))

#### イ 消防水利の整備計画

【本部管理部 本部管理班】

- 市は、武蔵野消防署との消防水利の設置等に関する協定 (平成 3 年 8 月 1 日施行) に基づき、効果的な消防水利の確保に努めている。
- 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、まちづくり条例により防火水槽等の確保を積極的に推進する。
- 震災時の市街地火災に備えた水利として耐震性を有する防火水槽を整備する。市及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- 耐震性を満たさない既存の防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 延焼危険度が高い市内東部地域や木造住宅密集地域を中心に、耐震性を有する防火水槽等の震災時消防水利の増設設置を推進する。

## 第2 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等の安全化

### 基本方針

- 危険物施設、毒物・劇物取扱い施設等については、平常時から耐震性強化など安全対策を確保する。

### 1 石油等危険物施設の安全化

【武蔵野消防署】

- 市内における石油等の危険物施設は、貯蔵所 25 施設及び取扱所 23 施設、合計 48 施設 (令和 4 年 4 月 1 日現在) ある。
- 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

- 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

## 2 液化石油ガス消費施設の安全化

【都環境局】

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。
  - ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
  - ・ 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置
- 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。
- 災害時のLPG等の供給について、都と（一社）東京都LPG協会との間で協定を締結した。災害時避難所にLPGを供給する場合、区市町村とLPG協会支部間でも、同様に協定締結の検討を行うよう依頼する。

【図表3-2-8 液化石油ガス法関係対象事業所一覧（市内）】

（令和4年3月末現在）

事業区分	規制態様	事業所数
設備工事事業者	届出	8

※ 本表の事業者は、液化石油ガス法の規制対象となっている事業者である。

## 3 火薬類保管施設の安全化

【都環境局】

- 火薬類は、火薬庫への貯蔵及び火薬庫の所（占）有者による定期自主検査が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されている。火薬庫以外の場所への貯蔵が認められている少量の火薬類についても、構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。
- 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。
- 平時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

【図表3-2-9 火薬類及び火薬外貯蔵施設一覧（市内）】

（令和4年3月末現在）

区分	火薬類販売所	火薬庫外貯蔵施設	合計
事業所数	1	2	3

#### 4 高圧ガス取扱施設の安全化

【都環境局、都水道局】

- 都は施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。
- 都は、東京都震災対策条例に基づき、都内の高圧ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行っている。
- 都は高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。また、関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。
- 都は高圧ガス施設の安全性確保について、耐震性能の確認等を行う。
- 都環境局、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。
- 都水道局は、管理する境浄水場の塩素設備について、塩素の漏えいによる二次災害を防止するため、消毒に使用している液化塩素を、取扱いが容易な次亜塩素酸ナトリウムへ転換し、安全性の向上を図っている。

【図表3-2-10 高圧ガス保安法関係対象事業所一覧（市内）】

（令和4年3月末現在）

事業所名	規制態様	一般ガス	冷凍ガス	LPガス
第一種製造事業所	許可	0	0	0
第二種製造事業所	届出	8	81	0
第一種貯蔵所	許可	1	0	0
第二種貯蔵所	届出	5	0	0
販売所	届出	40	21	2
登録容器検査所	登録	0	0	0
特定高圧ガス消費事業所	届出	1	0	0
合計		55	102	2

※ 販売所の中には、一般ガスと液化石油ガスの両方を販売する事業者が含まれる。

#### 5 毒物・劇物取扱施設の安全化

【都生活文化局、都福祉保健局、都教育庁、災対教育部 庶務班】

- 都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【予防対策】第4節 出火、延焼等の防止

練の実施等を指導する。

- 都は、震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- 事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。
- 学校における毒物・劇物災害を防止するため、都教育庁は「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。
- 都生活文化局は、私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

【図表3-2-11 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧（市内）】

（平成27年5月末現在）

毒物劇物営業者・業務上取扱者			事業所数
毒物劇物営業者	製造業		0
	輸入業		1
	販売業	一般販売業	27
		特定品目販売業	1
		農業用品目販売業	1
非届出業務上取扱者	工場等		17
	学校		28
	タンク保有業者（1,000ℓ以上）		1
合 計			76

## 6 化学物質関連施設の安全化

【都環境局、災対環境部 庶務班】

- 都は、これまでの震災により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査や、震災が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。
- 都は、PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。

## 7 放射線等使用施設

【都福祉保健局、武蔵野消防署、災対環境部 庶務班、本部管理部 本部管理班】

- 放射線等使用施設の事故時には必要に応じ、市は住民に対する避難の勧告又は指示、避難所の開設等を行い、都及び消防署は、放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置や危険区域の設定、立入禁止措置等を行う必要がある。そのため、平常時から市・

武蔵野消防署・都等における連携体制を構築しておく。

### 第3 危険物等の輸送の安全化

#### 【都環境局】

- 販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守の啓発を行い、保安の強化を図る。
- 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導取締りを行う。
- 東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。

#### 【都福祉保健局】

- 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

#### 【武蔵野消防署】

- 移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- 移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の立入検査を行った場合は、当該物質に関わる事故発生時の対応内容等が記載されたイエローカードの携行状況を確認し、活用の推進を図る。

#### 【武蔵野警察署】

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

## 応急対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 消火・救助・救急活動	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団
第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止	災対水道部 復旧班 災対環境部 下水道管理班 本部管理部 本部管理班 災対都市整備部 道路管理班 災対財務部 管財施設班 災対教育部 庶務班	都水道局 日本水道協会 自衛隊 管工事業組合 東京電力 東京ガスグループ (一社)東京LPガス協会 通信事業者 北多摩南部建設事務所 武蔵野建設業協会 JR東日本 京王電鉄吉祥寺駅 西武鉄道武蔵境駅 施設管理者 教職員
第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	本部管理部 本部管理班 災対環境部 庶務班 災対教育部 庶務班	都 武蔵野警察署 武蔵野消防署 多摩府中保健所

### 第1節 消火・救助・救急活動

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

- 災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

(震災編 第3部 第1章 【応急対策】第2節「市民による救出・救助活動」参照)

(震災編 第3部 第4章「自治と連携による応急対応力の強化」参照)

### 第2節 河川施設等の応急対策による二次災害防止

【災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 建物調査班、災対財務部 管財施設班、災対教育部 庶務班、関係機関等】

#### 第1 河川施設等の応急対策

- 堤防・護岸といった公共土木施設が地震等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

## 第2 社会公共施設等の応急対策

- 病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

### 1 社会公共施設等の応急危険度判定

【災対財務部 管財施設班】

#### (1) 市立の公共建築物

- 市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて建物調査を実施する。

#### (2) 上記以外の社会公共施設

【災対都市整備部 建物調査班】

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 社会公共施設の判定が困難な場合、都に判定実施の支援を要請する。都災害対策本部は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。また、市も可能な限り社会公共施設の管理者の支援を行う。

### 2 社会公共施設等の応急対策

#### (1) 各医療機関

- 施設長は、各施設にあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設長は、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

#### (2) 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、市災害対策本部等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

#### (3) 動物園施設等

- 施設長は、入園者の避難誘導にあたり、パニックを防止し、あらかじめ定める避難場所に誘導し、安全確保に万全を期する。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちにその破損箇所を補修するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合、別に定める「災害対策計画」により処理する。

#### (4) 学校施設

- 校長は、児童・生徒の安全確保を図るため、避難計画を作成しそれに基づいて行動することとし、特に児童、生徒の安全確保に万全を期する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防について十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を、迅速に実施する。

#### (5) 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに武蔵野消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会及び都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(資料第■ (武蔵野市の文化財))

#### (6) 市立文化施設・社会教育施設・コミュニティセンター等

- 市立文化施設・社会教育施設等の管理者は、施設の利用者が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるように、市教育委員会・市民活動推進課等関係機関との緊急連絡体制を確立し、利用者の安全確保に努める。

### 第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

【本部管理部 本部管理班、災対環境部 庶務班、災対教育部 庶務班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、多摩府中保健所】

- 地震により、危険物、毒劇物取扱施設等が危険な状態となった場合、又は危険が予測される場合は、関係機関の協力のもと、必要に応じて次の措置を行う。

#### 第1 市

- 住民に対する避難指示等
- 住民の避難誘導
- 避難住民の保護

- 情報提供
- 関係機関との連絡

## 第2 事業者等

- 発災により施設及び機器が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

## 第3 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

### 1 危険物保管施設の応急措置

- 消防署は関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。
  - (1) 危険物の流出、爆発等の恐れのある作業及び移送を停止するとともに、流出した危険物の除去、施設の応急点検と出火等の防止措置
  - (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
  - (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

### 2 液化石油ガス消費施設の応急措置

- 都環境局は、液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業所等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。
- 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講ずるよう指示する。

### 3 火薬類保管施設の応急措置

- 都環境局は、火薬類の保管施設等が延焼等により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その施設の保安責任者等に対し、法令の定めるところにより危険防止措置命令等を発する。必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

### 4 高圧ガス保管施設の応急措置

- 高圧ガス保管施設の破損等に伴う被害の拡大を防止するため、都環境局は、東京都高圧ガス保安協会など警察・消防等関係機関と連絡を密にし、東京都高圧ガス地域防災協議会の防災事業所内の自衛保安組織に必要な要請を行う。また、関係機関と連絡のうえ、緊急措置命令を発する。
- 各機関の対応措置は次とおりとする。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

#### (1) 武蔵野警察署

- ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

#### (2) 武蔵野消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携して避難指示を行う。
- 事故現場周囲の広報活動及び警戒区域の設定と規制を行う。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、震災編 第3部 第4章 【応急対策】第2節 第2「震災消防活動」により対処する。

## 5 毒物・劇物保管施設の応急措置

- 震災による建物の倒壊等により毒物・劇物の飛散、漏洩等の事故が発生した場合の各機関の対応措置は次のとおりとする。

#### (1) 保健所

- 関係機関と連携・協力し、毒物・劇物に関わる災害情報の収集伝達に努める。
- 毒物・劇物が飛散、流出した場合には、都健康安全研究センター広域監視部と連携・協力の上、毒物・劇物の取扱量及び緊急性に応じて、事業者に危害防止の措置を講ずるよう指導する。

#### (2) 武蔵野警察署

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 市長が避難の指示を行うことができないと認めるとき、または、市長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

#### (3) 武蔵野消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報する。
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合、関係機関と連携して避難指示を行う。
- 事故現場周囲の広報活動及び警戒区域の設定と規制を行う。
- 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、震災編 第3部 第4章 【応急対策】第2節 第2「震災消防活動」により対処する。

#### (4) 教育委員会

- 学校長等に対し、発生時の活動について次の対策を計画しておき、これに基づき行動するよう指導する。
  - (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
  - (2) 出火防止及び初期消火活動
  - (3) 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
  - (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
  - (5) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
  - (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
  - (7) 避難場所及び避難方法

#### (5) 環境部（下水道課）

- 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

### 6 化学物質関連施設の応急措置

#### (1) 都環境局

##### ア 化学物質対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

##### イ PCB対策

被災状況により、市と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省廃棄物・リサイクル対策部へ報告する。

#### (2) 市

##### ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

##### イ PCB対策

PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

(3) 事業者等

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏洩している場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

7 放射線使用施設の応急措置

- 放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合には、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告する。
- 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) 市

- 関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。
  - (1) 住民に対する避難の勧告又は指示
  - (2) 住民の避難誘導
  - (3) 避難所の開設、避難住民の保護
  - (4) 情報提供、関係機関との連絡

(2) 武蔵野消防署

- 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者に要請する。また、事故の状況に応じ、震災編 第3部 第4章 【応急対策】第2節 第2「震災消防活動」により必要な措置を行う。
  - (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
  - (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

(3) 都立多摩総合医療センター等

- RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成して、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

## 第4 危険物輸送車両の応急対策

### 1 都環境局

- 一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、次の措置を講ずる。
  - (1) 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。
  - (2) 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
  - (3) 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

### 2 武蔵野警察署

- 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。
- 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
- 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

### 3 武蔵野消防署

- 関係機関と密接な情報連絡を行う。
- 災害応急対策は、震災編 第3部 第2章 【応急対策】第2節 第3「危険物施設の応急処置」を準用する。

### 4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 核燃料物質輸送車両の応急対策については、震災編 第3部 第10章 【応急対策】第5節「核燃料物質輸送車両等の応急対策」を準用する。

## 第5 特定動物等の逸走時対策

- 特定動物とは、人に危害を加える恐れのある動物で、トラ、タカ、ワニ、マムシなど、哺乳類、鳥類、爬虫類約650種が対象となっている。
- 特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加える恐れのある危険動物）が逸走した場合、または、逸走する危険性がある場合は、施設管理者、飼い主及び関係機関に通報するとともに、関係機関の協力のもと、次の措置を行う。

### 1 都総務局

- 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。

### 2 都福祉保健局

- 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【応急対策】第3節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

---

#### 3 都産業労働局

- 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等の指導を行う。

#### 4 都建設局

- 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。

#### 5 武蔵野警察署

- 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

#### 6 武蔵野消防署

- 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

## 復旧対策

項目	実施担当	
	市担当	関係機関等
	非常配備態勢	
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	市災対各部 本部管理部 本部管理班	武蔵野消防署 武蔵野警察署 武蔵野市消防団

### 第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

【市災対各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団】

#### 第1 河川施設等の復旧

- 河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

#### 第2 社会公共施設等の復旧

##### 1 動物園施設等

- 施設の被害を早急に調査し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼすおそれのある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

##### 2 学校施設

- 公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

##### 3 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄・散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者において修復等について協議を行う。

##### 4 市立文化施設・社会教育施設・コミュニティセンター等

- 社会教育施設等は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、災害後、直ちに被害状況を把握し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

## 第2章 安全な都市づくりの実現

### 【復旧対策】第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

---

#### 5 公園・緑地等

- 発災直後は公園・緑地に多くの避難者が集まることが予想される。しかし、本市の公園・緑地は狭小であり長期の避難場所としては適切ではない。市により避難所が開設された後は、復旧支援の拠点とするとともに公園・緑地が本来有する休養、休息の場、地域のコミュニティの場などのレクリエーションの場として避難者等の憩いの場として活用しつつ、早期の復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。